

別送書類について(変更申請) 【設計・測量・コンサルタント等】

下表変更等事項中 6 と 10～12 に変更が生じた場合は、記載する添付書類を各 1 部、送信日から **7 日以内必着**にて提出して下さい。

添付書類(各種証明書等)は、申請日(データ送信日)において**発行日より 3 ヶ月以内**のものとし、(鮮明であれば写し可)。

※ 知上市以外の申請先自治体が必要とする別送書類については、データ送信後の到達確認画面にて確認できます。

変更等事項		添付書類(別送書類)
1	商号又は名称(支店営業所を含む)	なし
2	所在地、郵便番号又は電話番号(支店営業所を含む)	なし
3	業種追加に関する事項	なし
4	登録等に関する事項	なし
5	資本金(法人のみ)	なし
6	本店代表者の職名又は氏名(※1)	法人 次の書類を代表審査自治体へ郵送してください。 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
		個人 次の①及び②の両方の書類を代表審査自治体へ郵送してください。 ①代表者の身元証明書 (本籍地の市区町村証明もの。日本国籍を有しない方は 在留カード、特別永住者証明書又は 外国人登録証明書の写し) ②代表者の登記されていないことの証明書(※2)
7	契約を締結する支店代表者の職名又は氏名	なし
8	FAX 番号・E メールアドレス	なし
9	廃業又は取下げ	なし
10	個人から法人への組織変更	・登記事項証明書又は登記簿謄本 ・許可・登録等を必要とする場合は、法人の許可・登録等を証する書面

11	合併、営業権譲渡等による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・許可・登録等を必要とする場合は、事業を承継した法人の事業を承継した法人の許可・登録等を証する書面 ・登記事項証明書又は登記簿謄本 ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し
12	相続による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・相続関係を証する書面(戸籍謄本等) ・許可・登録等を必要とする場合は、相続人の許可・登録等を証する書面

(※1) 商号又は名称、代表者氏名が変わる場合は、[別途ICカードの新規発行・利用者登録](#)が必要です。

(※2) 「登記されていないことの証明書」は、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口にて発行しております。東京法務局では、郵送申請も可能です。

名古屋法務局民事行政部戸籍課 TEL(052)952-8111(代表)

東京法務局民事行政部後見登録課 TEL(03)5213-1360(直通)

注1. 上記6の証明書については、鮮明なものであればコピー可。

注2. 変更等事項10~12は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。

注3. 郵送による届出も可能です。尚、内容確認のため来庁していただく場合があります。